

足場の組立て等作業主任者技能講習のご案内

佐賀市鍋島町大字森田 469 - 1
 佐賀労働局長登録教習機関
 佐賀県建設労働組合連合会

1、実施日及び会場

日 時	令和 6 年 9 月 12 日 (木) ~ 13 日 (金) 2 日間とも、8 : 30 受付、8 : 50 開始
会 場	「佐賀県建設労働組合連合会」 佐賀市鍋島町森田 469-1 Tel.0952-30-8121

2、足場の組立て等作業主任者の選任を必要とする作業

つり足場（ゴンドラのつり足場を除く、以下同じ）張出し足場、または高さが 5 m 以上の足場の組立て・解体、又は変更の作業

3、受講資格

- ① 足場の組立て・解体、又は変更に関する作業に満 18 歳から 3 年以上従事した経験を有する者※平成 29 年 7 月以降の経験については足場の組立て等特別教育を終了した者
- ② 学校教育法による大学・高等専門学校、又は高等学校において、土木、又は建築、又は造船に関する学科を卒業した者で、その後 2 年以上足場の組立て・解体、又は変更に関する作業に従事した経験を有する者
- ③ 次の各号に掲げる者で、当該訓練を終了した後 2 年以上の足場の組立て・解体、又は変更に関する作業に従事した経験を有する者（職業能力開発促進法関連）
 - (ア) 普通職業訓練校のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者
 - (イ) 高度職業訓練のうち、居住システム系建築科、又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者
 - (ウ) 養成訓練のうち、とび科の訓練を修了した者
 - (エ) 旧能開法の養成訓練のうち、建築科の訓練を終了した者
 - (オ) 専修訓練課程の普通職業訓練のうち、とび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又はとび科の訓練を修了した者

4、講習科目及び講習時間

(休憩時間は 1 時間毎に 5 分間・昼休みは 12 : 00 ~ 12 : 45 まで)

講習日	講習科目	講習時間	講習時間割
第 1 日	(専門知識) 足場の組立て、解体、変更に関する知識	7 時間	8 : 50 ~ 17 : 00
第 2 日	(関連知識) 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3 時間	8 : 50 ~ 12 : 00
	(教育) 作業員に対する教育等に関する知識	1 時間 30 分	12 : 45 ~ 14 : 15
	(法令) 関係法令	1 時間 30 分	14 : 20 ~ 15 : 50
	修了試験	1 時間	16 : 00 ~ 17 : 00

5、講習科目の一部免除

受講の免除を受ける事が出来る者		免除される科目	受講すべき科目
①	イ) 3つの受講資格③の(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)に該当する者 ロ) とびに係る 1 級、又は 2 級の技能検定に合格した者	(専門知識) (関連知識)	2 日目 (教 育) 12 : 45 ~ 14 : 15 (法 令) 14 : 20 ~ 15 : 50
②	とび科の職種に係る職業指導員免許を受けた者	(専門知識) (関連知識) (教 育)	2 日目 (法 令) 14 : 20 ~ 15 : 50

6、受講料

種 別	全 科 目 受 講 者	受講科目の 一部免除者
受 講 料	9, 1 8 0 円	8, 1 8 0 円

(テキスト代 1,680 円含む)

7、受講申込み締切日

- 令和 6 年 8 月 23 日 (金) までですが、定員が 15 名になり次第締め切らせていただきます。
尚、受講者が 5 名未満の場合は、中止致します。

8、受講申込手続き

- 受 付 令和 6 年 8 月 5 日 (月) より受付を開始します。
- 申 込 先 佐賀県建設労働組合連合会、又は各支部組合へ
(TEL) 0 9 5 2 - 3 0 - 8 1 2 1
申請書・受講料を添えて申込みをお願いします。
※現金書留で送付の場合も事前にご連絡をお願いします。
- 申込書等
 - ・指定の申込書に 3 ヶ月以内に撮影した写真 (横 2.5cm×縦 3.5cm) 2 枚を添付して下さい。また、写真の裏には氏名をご記入下さい。
 - ・一部免除に該当される方は、資格を証明する書面 (修了証・合格証等の写し)を受講申込書とともに添えて下さい。
 - ・平成 29 年 7 月以降より足場の組立て、解体等の経験に従事されたかたは足場の組立等特別教育の修了証の写しを必ず添付してください。

9、その他

- 受講当日に持参する物
受講票・筆記用具等をお忘れなく

